平成２６年（フ）第８３号
川崎市麻生区千代ケ丘９丁目２番６号　テラスハウス１号
債務者　清水みき子
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第８５号
川崎市麻生区王禅寺西１丁目38番11号
債務者　矢後　謙次
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第８９号
川崎市多摩区宿河原２丁目25番２号　小嶋貸家東―２、前住所横浜市都筑区池辺町1152番地６
債務者　大場　百江
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第９２号
川崎市幸区小向町３番３号　ユナイトステージ小向サウスウィング201
債務者　山形　竜也
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第９３号
川崎市中原区下小田中６丁目30番３号　みずきコーポラス203高橋方
債務者　袖山　宏美
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第９６号
川崎市麻生区虹ケ丘２丁目２番１―301号
債務者　川島英里子
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第９８号
川崎市川崎区渡田東町７―９　立身寮、住民票上の住所川崎市川崎区鋼管通１丁目18番３―602号　ふじやエンゼルハイム川崎第６
債務者　前野　孝幸
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１０１号
川崎市高津区久末1491番地９　バースシティー日吉台208
債務者　菊地　智
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１０６号
川崎市多摩区中野島５丁目14番９号
債務者　小島　和人
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１２３号
川崎市川崎区貝塚２丁目５番９号　丘園荘Ａ―９
債務者　西里　隆
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第６５号
愛知県豊川市大木町山ノ奥60番地104　アムール・カーサ202号
債務者　ピザック新城こと　塚田　武志
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月16日午後１時50分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第３９９号
横浜市保土ケ谷区狩場町164番地38　グリーンヒルズ横浜Ａ棟712号
債務者　笹島　賢治
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４２２号
横浜市港南区港南３丁目27番１号　サンプラザ港南中央ＩＡ101
債務者　松村　靖
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５２８号
横浜市磯子区磯子２丁目29番10―712号
債務者　深瀬　弥生
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５３０号
横浜市栄区長沼町635番地１
債務者　武藤　正実
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部